

守監発第 10 号
令和2年8月7日

守谷市長 松 丸 修 久 様

守谷市監査委員 高瀬 尚則

守谷市監査委員 堤 茂 信

令和元年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された令和元年度における守谷市水道事業会計決算及び守谷市公共下水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和元年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計 及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

令和2年7月22日から令和2年8月7日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和元年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りなく、その内容も適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、給水人口が増加した一方で、給水収益は減少したが、設備台帳の整理に伴う償却資産の見直しにより、減価償却費は減少し、受贈資産等に係る長期前受金戻入は増加したこと、昨年度を上回る純利益となった。

また、平成30年度では給水原価が供給単価を上回ったが、償却資産の見直しや浄水施設の廃止等に取組んだ結果、令和元年度は供給単価が給水原価を上回り、事業運営に必要な資金は確保できていることから良好な経営状況にあると認められる。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的

民間委託による施設の運転管理と計画的な鉛製給水管及び老朽管の布設替工事を継続して実施している。

令和元年10月からは、浄水施設の廃止に伴い、水源を茨城県が行う県南広域水道用水供給事業からの浄水受水に全量転換し、経常費用の抑制に努めている。

さらに、令和元年10月の消費税率引上げ後においても安定経営が見込まれることから、現行料金を維持するため水道料金を実質値下げし、併せて、外税方式に改定した。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、下水道使用者数が増加している一方で、下水道使用料は減少したが、設備台帳の整理に伴う償却資産の見直しにより、減価償却費は増加となったものの、受贈資産等に係る長期前受金戻入が大幅に増加したことで、昨年度を上回る純利益となった。

また、平成30年度と同様に使用料単価が汚水処理原価を上回っており、事業運営に必要な資金は確保できていることから、良好な経営状況にあると認められる。

事業費支出については、整備申請に基づく公共污水枠の設置や汚水管布設のほか、破損した汚水管の布設替工事を実施している。

老朽化施設を効率的に更新するため「ストックマネジメント実施計画」を策定するとともに、下水道施設の機能維持、安全安心な都市活動を継続するための「下水道総合地震対策計画」及び下水道施設の老朽化や人口減少に伴う使用料の収入減少等の環境変化に対応するための「広域化・共同化検討業務」を策定した。

さらに、令和元年10月の消費税率引上げ後においても安定経営が見込まれることから、現行料金を維持するため下水道使用料を実質値下げし、併せて、外税方式に改定した。